

ヒブ感染症 予防接種

- ◆ 接 種 年 齢 : 生後2か月から5歳未満
- ◆ 接 種 方 法 : 皮下接種 (※接種回数は下記参照)
- ◆ 接 種 場 所 : 市内指定医療機関
- ◆ 持 ち 物 : 母子健康手帳、予診票
*母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。
- ◆ 費 用 : 無料

※ 接種開始時期と接種回数は、月齢によって異なります。

<接種回数について>

① 生後2か月から7か月未満に接種を開始する場合：合計4回接種

初回接種	27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種
追加接種	3回目の接種が終了してから7か月以上、標準的には13か月の間に1回接種

- *ただし、初回接種2回目・3回目の接種は1歳未満で行い、1歳を超えた場合は行わない。
- *追加接種は、初回に係る最後の接種終了後27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上の間隔をおいて1回行う。
- *接種間隔は、前回接種日を0日目として数える。

② 生後7か月から1歳未満に接種を開始する場合：合計3回接種

初回接種	27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上、標準的には56日までの間隔を空けて2回接種
追加接種	2回目の接種が終了してから7か月以上、標準的には13か月の間に1回接種

- *ただし、初回2回目の接種は1歳未満で行い、1歳を超えた場合は行わない。
- *追加接種は、初回に係る最後の接種終了後27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上の間隔をおいて1回行う。
- *接種間隔は、前回接種日を0日目として数える。

③ 生後1歳から5歳未満に接種を開始する場合：1回接種

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方は転出先の市町村窓口にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調がよくないと思ったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種記入欄を再度ご確認ください。

裏面に続く

【ヒブについて】

せきやくしゃみなどを介して感染し、場合によって髄膜炎などの感染症を引き起こす細菌です。ヒブによる髄膜炎にかかると初期症状として発熱、嘔吐、けいれんなどがみられますが、他の病気と症状が似ているため早期診断が難しいと言われています。

ヒブ髄膜炎は、治療をしても約5%は亡くなり、約25%はてんかんや難聴、発育障がいなどの後遺症が残るため、乳幼児期では特に注意が必要な感染症です。

★ 副反応について ★

全身症状としては不機嫌、食欲不振、発熱などがみられることがあります。接種部位の局所症状としては赤み、腫れ、痛みが出現することがありますが数日で消失します。ただし、腫れがひどい場合は接種部位を清潔にし、冷やして様子をご覧ください。

なお、きわめてまれに重大な副反応としてショック、アナフィラキシー様症状があります。

★ こんなときは受けられません ★

- ① 発熱しているとき（接種会場で体温が37.5度以上ある場合）
※平熱の高い人は主治医に相談してください
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合
- ④ 以下の病気にかかった場合

麻しん（はしか）	治癒後4週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑(りんご病)等	治癒後1～2週間程度あける

いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます

- ⑤ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合

★ こんなときは受ける際に注意が必要です ★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合
- ② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしよう
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合

★ 予防接種による健康被害救済制度について

定期的な予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎04-7125-1190

関宿保健センター ☎04-7198-5011

